

玖島地区東部 ぼうさいマップ

廿日市市
平成25年3月



ぼうさいマップに関する注意事項

このマップは、玖島地区のみなさんとワークショップを重ねながら作成したものです。マップには、地区の災害履歴や危険箇所、避難場所、避難時の注意箇所などをまとめています。ご家庭などで最寄りの避難場所・避難経路などを確認し、早めの避難ができるよう備えておきましょう。



ワークショップの様子(全3回) 現地確認の様子

我が家の防災メモ

家族の集合場所

家族の連絡先

緊急時の連絡先
 佐伯支所：0829-72-1111 (代表)
 廿日市市役所：0829-20-0001 (代表)
 玖島市民センター：0829-74-0505

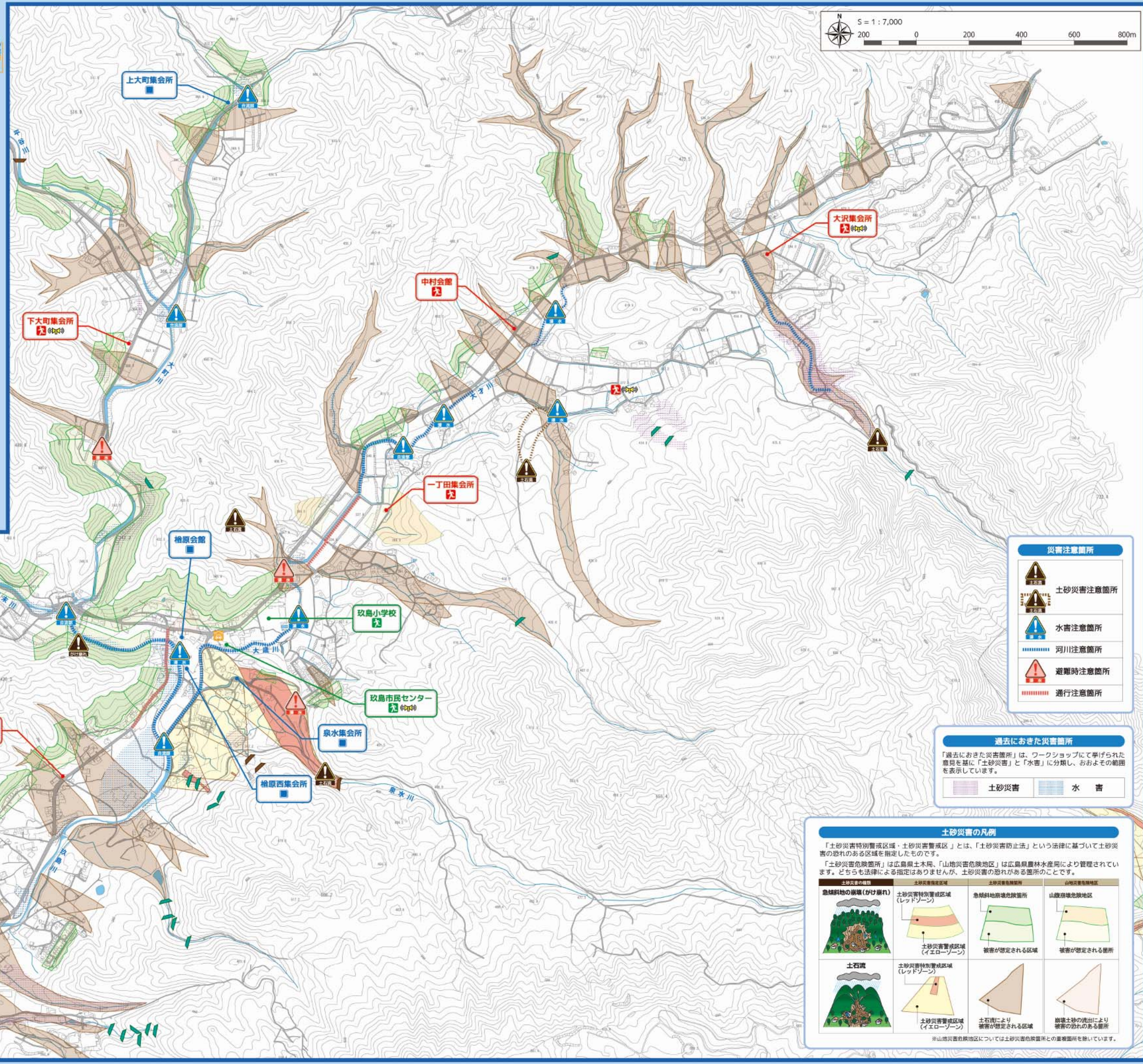
災害伝言ダイヤル

伝言を録音する → 171 → 録音 30秒
 再生する → 「1」を選択 → 「被災地の方」は自分の電話番号を、「被災地以外の方」は被災地の方の電話番号を → 再生 30秒
 市外局番-000-0000

メモ

ぼうさいマップに関するお問合せ

廿日市市 総務部 危機管理課
 〒738-8501 広島県廿日市市下平良一丁目 11-1
 TEL: (0829)30-9102 / FAX: (0829)32-1059



避難場所

指定避難場所 (指定避難場所) **地区の集合場所** (地区の集合場所)

※指定避難場所とは、廿日市市が指定している避難場所のことであり、避難勧告が発令された場合などに開設されます。

※地区の集合場所とは、地区で検討した災害時などに集まる場所のことです。

※緊急の場合はマップ上の避難場所にとりかわり、近くの安全な場所に避難してください。

その他の凡例

- 集会所
- 砂防堰堤
- 消防庫
- 治山堰堤
- 屋外無線

※砂防堰堤とは、土石流の流出を防ぎ、人命を守るためのものです。

※治山堰堤とは、土石流などの流出を制御し、荒廃した山林や渓流の保全を図るものです。

災害注意箇所

- 土砂災害注意箇所
- 水害注意箇所
- 河川注意箇所
- 避難時注意箇所
- 通行注意箇所

過去におきた災害箇所

「過去におきた災害箇所」は、ワークショップにて挙げられた意見を基に「土砂災害」と「水害」に分類し、おおよその範囲を表示しています。

- 土砂災害
- 水害

土砂災害の凡例

「土砂災害特別警戒区域・土砂災害警戒区」とは、「土砂災害防止法」という法律に基づいて土砂災害の恐れのある区域を指定したものです。

「土砂災害危険箇所」は広島県土木局、「山地災害危険地区」は広島県農林水産局により管理されています。どちらも法律による指定はありませんが、土砂災害の恐れがある箇所のことです。

土砂災害の種類	土砂災害警戒区域	土砂災害危険箇所	山地災害危険地区
急傾斜地の崩壊(げけ崩れ)	土砂災害特別警戒区域(レッドゾーン)	急傾斜地崩壊危険箇所	山腹崩壊危険地区
土石流	土砂災害警戒区域(イエローゾーン)	土砂災害危険箇所	山腹崩壊危険地区

※山地災害危険地区については土砂災害危険箇所との重複箇所を除いています。